

持続可能性に配慮した調達コード（案） 及び今後の検討方針について

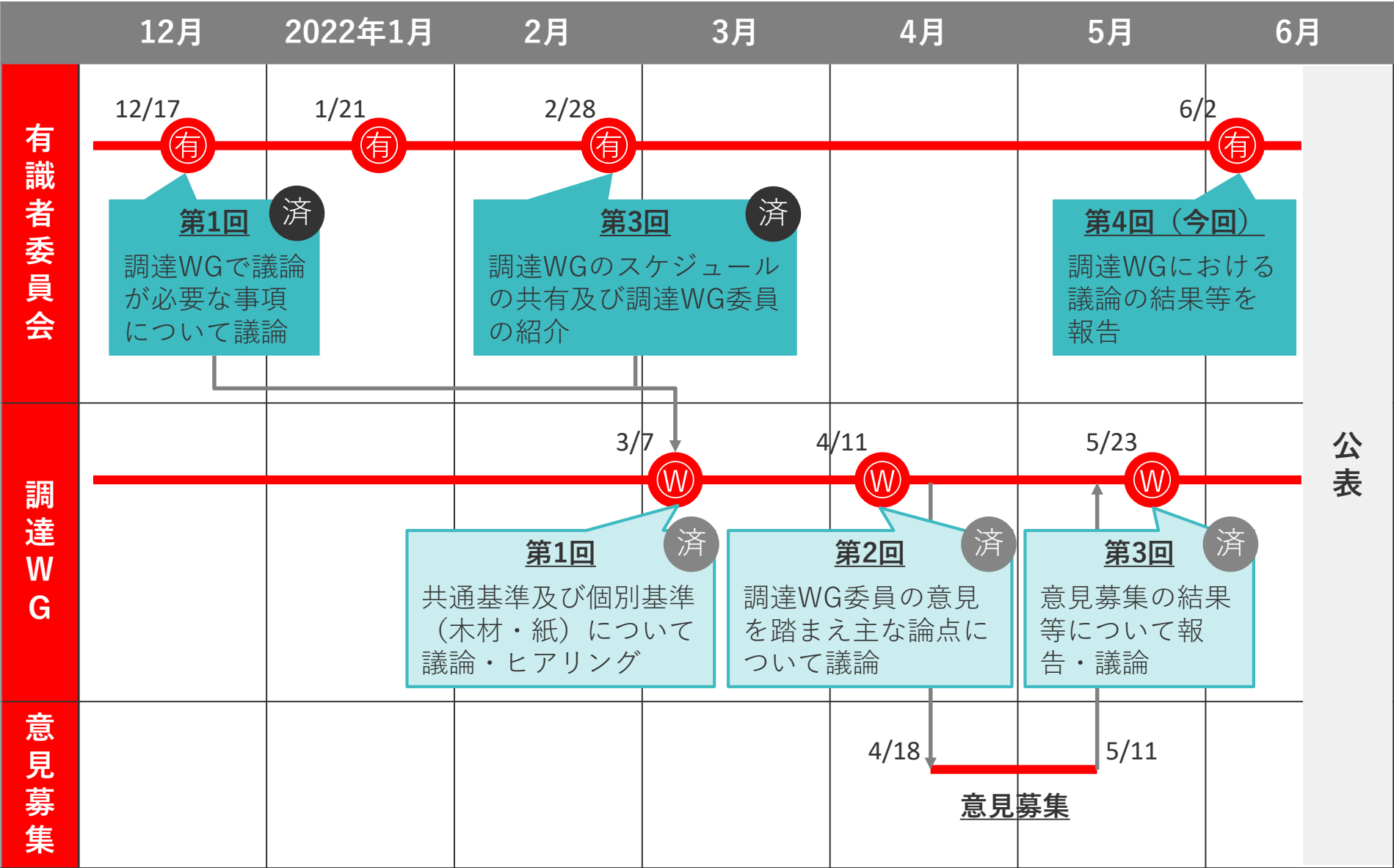
2022年6月2日

資料の構成

1. 調達コード策定までのスケジュール
2. 持続可能な調達ワーキンググループの設置
3. 持続可能な調達ワーキンググループにおける検討経過
4. 持続可能性に配慮した調達コード（案）に対する意見募集の実施
5. 持続可能性に配慮した調達コード（案）
 - 調達コードの構成
 - 趣旨・適用範囲
 - 持続可能性に関する基準（共通基準）
 - 物品別の個別基準
 - 担保方法
6. 持続可能な調達ワーキンググループにおける今後の検討方針

1. 調達コード策定までのスケジュール

調達コード策定までのスケジュール



<参考> 有識者委員会における委員の主な意見（1/2）

- 第1回及び第3回持続可能性有識者委員会で委員からいただいた主な意見は次のとおり。

調達コード全般について

- 過去のイベントにおける課題やレガシーとして乗り越えるべき課題を整理すべきではないか。
- 東京オリパラの調達コードはベストプラクティスとして位置づける必要があると考えるが、その上で、当該認証コードの十分性、実効性などについて議論しておく必要があるのではないか。
- 設定された調達基準をどこまで具体的に求めるのか、水準の設定と評価方法についても考える必要がある。
- 後世の評価にも耐えうるように調達の基準を定めることが重要。
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンなど、日本でもプラスチックの野心的なプランがある。これらの達成貢献に向けて、博覧会協会でも取り組むべきである。プラスチックを特出ししていく価値はあるのではないか。
- カーボンフットプリントの取り組みと調達基準は密接に関わっており、一体化させて考えていくことが重要と考える。
- 参加者の行動変容に繋げるというのが万博の意義だとすると、「食」という機会もあるので、この点を入れ込むことを検討してほしい。
- 絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用しないことに加え、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等まで含めて、生物多様性を考慮することが重要である。
- 万博会場が半年でなくなってしまうという特殊性があるので、会期終了後の調達物品等の行先についても配慮があると良い。
- 海外から見れば放射能の問題もある。万博に向けて食品や建材の特別な検査が必要であるとすれば、そのための施設や設備が必要となる。

<参考> 有識者委員会における委員の主な意見（2/2）

適用範囲について

- 適用範囲にパビリオンの運営体等を含めたことは、大阪・関西万博らしく、非常に野心的である。
- 適用範囲については、農産物、畜産物、水産物、パーム油、その他のソフトコモディティについても広げていくべきである。
- 責任範囲について、本質的な部分はTier2以降のリスク管理となる。Tier2以降に対して、どの様に入権デューデリジェンスを実施しているのか、モニタリングする必要がある。ビジネス領域においても、人権は気候変動と並んで大きなテーマ。

個別基準について

- 木材の活用については、技術的な進歩もあって日本が励行しているところであり、カーボンフットプリントもあるので、引き続き検討してほしい。
- 国産材・地域産材を一定利用する姿勢を見せることも重要ではないか。どのように表現するかはともかく真剣にトライする道もあるのではないか。木材については、適材適所で使うことが相応しいと思うが、象徴的なものについては、その使用比率を開示することをお願いしたい。
- 東京2020大会では、持続可能性における水産物調達の部分が不十分であり、問題点が指摘されていた。

苦情処理メカニズムについて

- 尊重・保護・救済という人権の枠組みのうち、グローバルのビジネスでは救済に軸足が置かれている中で、苦情処理メカニズムの構築は重要である。
- 苦情処理メカニズムにおいて、透明性を上げることが重要である。東京オリンピック・パラリンピックでは受け付けたクレームの件数も少なく、実際どれだけワークしたのか心もとない部分もある。そうしたことも検証した上で、どの様なことが関心事として集まっているのか、事務局でオープンにしながら調達コードを育てる仕組みとなれば良い。

2. 持続可能な調達ワーキンググループの設置

持続可能な調達ワーキンググループの設置

- 持続可能性に配慮した調達のあり方などについて検討するため、持続可能性有識者委員会の下に「持続可能な調達ワーキンググループ」を設置（2022年3月4日）。

持続可能な調達ワーキンググループ委員名簿（五十音順・敬称略）

氏名		所属・役職
	井尻 雅之	日本労働組合総連合会 大阪府連合会（連合大阪） 事務局長
	岡本 圭司	大阪市経済戦略局長
委員長	加賀谷 哲之	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授
	川端 隆史	大阪府政策企画部長
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	高橋 大祐	真和総合法律事務所 パートナー弁護士
	富田 秀実	LRQA サステナビリティ株式会社 代表取締役
	山田 美和	JETROアジア経済研究所 新領域研究センター・法・制度研究グループ長

（2022年6月2日時点）

3. 持続可能な調達ワーキンググループにおける検討経過

持続可能な調達ワーキンググループにおける検討経過

- 持続可能な調達ワーキンググループ（調達WG）においては、2022年6月中の調達コードの策定・公表に向けて、共通基準や個別基準（木材・紙）を中心に検討。
- これまで調達WGを計3回開催し、持続可能性有識者委員会でいただいたご意見を踏まえるとともに、関係者のヒアリングによりご意見をいただきながら議論。

検討経過

回	開催日	議事
第1回	2022年 3月7日（月）	（1）持続可能性に配慮した調達コード（案） － 共通基準について － 個別基準（木材・紙）について － 個別基準に関するヒアリング
第2回	2022年 4月11日（月）	（1）持続可能性に配慮した調達コード（案） － 共通基準について － 個別基準（木材・紙）について
第3回	2022年 5月23日（月）	（1）持続可能性に配慮した調達コード（案） － 意見募集の結果について （2）今後の調達WGにおける検討方針（案）及びスケジュール（案）

<参考> 第1回調達WGにおける委員の主な意見（1/4）

- 第1回調達WGで委員からいただいた主な意見は次のとおり。

調達コード全般について

- 東京2020オリンピック・パラリンピックの調達コードが作られた5年前と比較すると状況は変わっている。最新の状況を踏まえて検討して欲しい。
- 企業も人権方針の作成やデュー・デリジェンスが期待されている段階で、要求レベルが格段に上がっている。東京2020オリンピック・パラリンピックの調達コードをベースにしたというのは安心材料にならず、見直しは必要になってくる。
- まずはどれくらい高いレベルを目指すのかというイメージが極めて重要となる。
- 実現可能ながらも社会を一步二歩進められるようなレベル感をしっかりと追っていくということになると思う。
- 調達コードの取組みに関する情報発信の戦略を考えた方がよい。
- 調達コードを守っている企業をどう評価し、どう発信するかが重要である。
- 調達コードには環境等にプラスの影響を与える取組みの記載も含まれている。契約の際、先進的取組みも書いてもらおうと、優良事例を収集でき、有益ではないか。
- 適用範囲をパビリオンの運営主体まで広げたという点に大いに賛成する。
- パビリオン運営主体とその直接の契約相手にも適用されるという点は適切だと思う。
- 人権・環境NGOの委員がいなかったため、NGOから話を聞く機会があるとよい。
- 委員の説明責任もある。ワーキンググループの詳細な議事録の公開やYouTubeなどでの公開を検討して欲しい。
- 大阪府・大阪市でも、レガシーとして調達コードが継続して使われるように、万博を契機に取り組んで欲しい。

<参考> 第1回調達WGにおける委員の主な意見（2/4）

共通基準について

- 万博の調達において、カーボンニュートラルの取組みは非常に重要であり、この視点も取り入れて欲しい。特に、輸送に係るCO₂削減に取り組んで欲しい。
- 大阪・関西万博では半年の開催期間後に全て壊すため、より大きな影響が出る。できる限り後利用するという記載はあるが、今後のロールモデルになるよう、この点を議論すべき。
- 後利用は非常に大切。最初の契約段階で、リユースやリース・レンタルを優先するなど、後利用を考えた調達をして欲しい。
- まずは再生資源を活用し、使い終わった後も3Rを徹底していくという循環経済の全体の流れをコーディネートすることが重要となる。
- 3Rの促進だけでなく、「3R・サーキュラーエコノミー」といった広めの項目の書き方がよい。
- 関心の高まっている大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けたプラスチックへの配慮なども発信した方がいい。
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンがあるように、海洋ごみのマイクロプラスチックに関する内容は象徴的なものとして記載して欲しい。
- 明示的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」という表現も入れられないか検討して欲しい。
- 賃金の記載を見ると、法令で定める最低労働賃金を支払えばいいと解釈されないかと感じた。表現の見直しを検討して欲しい。
- 強制労働や外国人労働者に関しては、もう少し具体的な記載にして欲しい。
- ハラスメントの記載があまりなく、追加が望ましい。
- 地域の発展や活性化のため、地元関西の中小企業や地元産品の参加しやすい仕組みづくりも重要と考えている。

<参考> 第1回調達WGにおける委員の主な意見 (3/4)

担保方法について

- 実効性が問題である。調達コードは守られなければ意味がないため、担保するための努力が大事である。プロアクティブな確認行為が重要になってくる。
- 問題が発見されたとき、誰が監査を行うのか明確にした方がよい。基準を決定する協会が最後まで関与すべきだが、協会が各国政府に介入できるのか気になる。
- サプライヤーが自らの事業に関連する持続可能性リスクを確実に評価するという記載があるが、これが本来は企業にとってのリスクというよりは環境や社会にとっての持続可能性に対する負の影響を意味すると分かるようにした方がよい。
- リスクの確認・特定について、人権デュー・デリジェンスの考え方を参照することも有益であると脚注に書かれているが、本文に記載した方が望ましい。
- 苦情処理メカニズムについては、現時点で詳細が決まっていなくても頭出しの記載を入れた方がよい。
- 苦情処理に関する対応は、パビリオン運営主体が大きな影響力を持つため、協会と協働で取り組むとよいと思う。

<参考> 第1回調達WGにおける委員の主な意見（4/4）

個別基準について

- FSCなどの認証材は、中小事業者にとって取得のハードルが非常に高いと聞く。中小事業者を排除しないように、別で基準に準じるような形を用意してもらえるとありがたい。
- 万博には中小企業振興の側面もあり、中小企業が参加を諦めるといったことは避けなければならないが、かと言って甘くなることも許されない。
- 国産材については「優先」という言い方で入れて欲しい。国産材を優先的に使いながら、日本の林業を振興することが大事だと思う。国産材であれば輸送に係るカーボンフットプリントも低い数字になる。
- 国産材を優先的に調達することには賛成だが、その際にWTOなどいろいろな議論があるため、なぜ国産材なのか、どういう基準で調達するのか、どうサステナビリティの観点からプラスなのかを明確にして欲しい。
- 木材に関しては、事前に懸念があるのかを見える形にするところまで、情報公開に踏み込めるといいと思う。
- 木材と紙で、リスクの高い部分をモニタリングするという点を明確化して欲しい。
- 木材や紙の個別基準における「推奨」という言葉については、全体が弱まっているのが気になる。今後議論が必要。
- 「推奨」の言葉が何度か出てくるが、推奨しても何もやらない可能性があるため、どこまで求めるか明確にしないと、意味のない条項になってしまう。
- トレーサビリティについて「推奨」という表現があるが、もう少し担保できるような記載に変更した方がよい。それでは監査やモニタリングで情報を得られないかもしれない。
- 日本では違法伐採に対する貿易管理体制があまり厳しくないため、調達コードに入れていかなければ国内外の信頼を得られない。
- コンクリート型枠については、「再使用」の定義が問題。一度使えば再使用とみなして問題なしとするのか。トレーサビリティをどこまで確保するかが重要な要素となる。

<参考> 第2回調達WGにおける委員の主な意見（1/4）

- 第2回調達WGで委員からいただいた主な意見は次のとおり。

調達コード全般について

- 東京2020大会からの間でも、環境への意識の高まりなど、急速に変化しているところもあるので、引き続き社会の変化に柔軟に対応しながら、調達コードをまとめてもらいたい。
- 今後に向けて、大阪・関西万博の後にどうするかという視点が大事。東京2020大会のときには調達物品の99%リユース・リサイクルという目標を掲げて達成したが、そのような目標を設定するのか、検討することもある必要ではないか。
- 調達コードは様々な方々から意見をもらって網羅的な内容になったが、マテリアリティを特定して、博覧会協会としてどこにフォーカスがあるのかというところを共有することで、より効果的な遵守が可能となるのではないか。
- どういう視点に気を付けながら調達コードを遵守していくのかというところについて、中小企業やリソースの少ない方々に向けた解説があると非常に効果的ではないか。また、そのような解説ができると、今後、国や地方公共団体の公共調達でこのようなコードが使われていくにあたってのレガシーにもつながっていくのではないか。
- グッドプラクティスの情報発信については、万博前後に番組をすとか、SDGsのグッドプラクティスを発信するパビリオンを作って来場者にも見てもらうとか、そのような動きを作っていくとわかりやすくいい。
- 労働や人権の分野など様々な要求事項があるので、NGOの方々から個別にでも話を聞く機会をもう少し設けることがステークホルダーエンゲージメントにつながるのではないか。

<参考> 第2回調達WGにおける委員の主な意見 (2/4)

共通基準について

- 調達コードの中に性的マイノリティのことが出てくるが、国によっては法的に禁止されているケースもあると思うので、そのような場合にどのように対応していくのか。各国の法令等と国際規範に齟齬があるケースも考え得ることから、法令を遵守しつつできるだけ国際規範を尊重するように努力するというようなことを記載してはどうか。
- 通報対応についての記載は重複感があって冗長なので不要ではないか。また、通報者に対する報復行為の禁止こそが重要である。
- 物品・サービスの製造・流通等における環境負荷の低減と、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の環境負荷の低減について記載があるが、製造・流通はバリューチェーンの一部であり、平行に記載されているのは表現としていかがなものか。
- 先住民の権利については、対応の部分と合致していない。国際法上の先住民の権利というときにはいろいろあるので、その内容をきちんと把握して記載を見直したほうがいい。
- 「借金を返済するために働かざるを得ない状態に陥る債務労働」という記載については、間違っていないのかもしれないが、日本でも普通の状態が債務労働というような印象を持たれかねないので表現を調整したほうがいい。
- 「債務労働」という言葉は、英語で言うと「bonded labor」であって、例えば仕組みとしていくら借金を減らしても返済できないような状況になっているものということになっている。それは強制労働と見なされる一つの要素であり、表現を変えないと誤解を招いてしまう。
- 「債務労働」のような新たに定義の必要な言葉を用いずに簡潔な記載としたほうがいいのではないか。
- 強制労働のところで「外国人労働者から仲介手数料を徴収していないか」と記載されているが、外国人だけではなく、外国人でない移住労働者にも係るのではないかと思うので、移住労働者も含めた表現にすべき。
- 3.8として新しく「就職困難層の雇用の促進」が追加されたが、分類としては(3)人権よりも(4)労働又は(5)経済の方が適切ではないか。

<参考> 第2回調達WGにおける委員の主な意見 (3/4)

担保方法について

- 持続可能性リスクのところは、企業・ビジネスに対してではなく、環境や社会に対するものというところを明確に記載したほうがいいという意見に対応して修正されたものであるが、事業・サプライチェーンと環境・人権などの持続可能性の、どちらのどちらに対する負の影響なのかがストレートに伝わってこない。
- 苦情処理の体制・体系について、受付処理・説明・公表など、どのような考え方で整理をするのか、専門家の関与のあり方をどのように想定するのかなど、もう少し詰めなければいけないのではないかな。
- グリーバンス・メカニズムについては、サプライヤー側から見たときに何が求められるのかということをやより明確にしていっていいのではないかな。
- 通報窓口に関しては、東京2020大会のときは窓口が東京都と組織委員会の両方にあったが、今回は一つにまとめて社会から活用してもらいやすい形になればいい。

個別基準について

- 森林転換は法的に認められたものがあることやPEFC認証においても正当な状況下においては認められるものがあることは理解するが、だから認めるというのは、法律や認証制度を全て認めるという前提がありきのよように読めてしまうところがあまり好ましくない。実行可能性の観点から、すごく難しいというわけでもなく、すごくコストが莫大に上がるというわけでもないのだとすると、踏み込んで厳しめのアプローチとしてもいいのではないかな。
- 森林転換に関しては、業界に対する大きな方向性や国際社会のグローバルスタンダードと同じ方向を向いたようなメッセージを出せるといい。
- 森林転換の件については、認証材については「原則認める」と記載している。もちろん認証材であるということは、持続可能性が高いという一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うが、絶対的に認めるかのような記載は避けたほうがいい。

<参考> 第2回調達WGにおける委員の主な意見（4/4）

個別基準について（つづき）

- 個別基準の主体が変わって少しわかりにくくなった部分があり、使う側にもわかりやすい説明をするなどの工夫は検討してもらいたい。
- 国産材の優先に関しては、明確に記載することは難しいということである。ケースバイケースであるが、温室効果ガスの排出量の問題など、評価できる場合にはしっかり使うということがわかりやすく伝わるようにしてもらえるとありがたい。
- 国産材が全て良いかというと、温室効果ガスの排出量の問題もそんなに単純でもないし、用途によっては国産材が利用できないものもあると思うので、全て外来材を排除するということではないと思うが、国産材をある程度積極的に使っていくというのは、一つの方向性として持続可能性の観点からあり得ると思うので、推奨度を上げるような工夫ができないかを感じる。
- 木材のトレーサビリティについては、可能であれば情報開示みたいなことを積極的にやって、このパビリオンではどこの木材が使われているといったことまでできると、レガシーという観点からすばらしいものになるのではないかと思うので、そのような方向性も検討してもらいたい。
- 今後、食に関して個別基準を入れることは大変重要。東京2020大会のときには、農業者の皆さんが、環境だけではなく、持続可能性ということに関心が高まったという変化があった。
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに関して、今後、個別物品のルールの中に使い捨て型のプラスチックに関するものなどを入れてはどうか。
- プラスチックの問題については、バイオマスプラスチックや代替素材だけではなく、使い捨て型のプラスチックの使用の合理化など、しっかりと検討をしていくことが大事。

<参考> 第3回調達WGにおける委員の主な意見（1/2）

- 第3回調達WGで委員からいただいた主な意見は次のとおり。

調達コード全般について

- 調達コードは取引先に対する期待を示すもの。全体としてのサステナビリティ方針があって、その一環として調達コードが位置付けられているといい。
- 意見募集ではいいコメントがいただけた。調達コードを策定しようということをやっているということを継続的に発信していくことが重要。その観点からプロセスをより広く開示して関心を持ってもらうことが重要。
- パブコメで提出のあった意見の数は少なかったが有益で的確なコメントだった。博覧会協会のウェブサイトだけの告知では周知できない。SNSの時代なのでTwitterなどでも積極的に発信してほしい。このような調達コードはできるまでのプロセスにいかにより多くのステークホルダーの方々に理解をしていただいて関与していただくかが重要になるのでひと工夫をお願いする。

共通基準について

- 調達は使い終わった後のことをどう考えるかということと表裏一体。調達コードの中でフォローできることは限られると思うが、その後の3R+Renewableに関して事前の段階で意見交換しておくことが重要。

担保方法について

- 通報受付窓口については、通報したい方が通報しやすい仕組みを1か所わかりやすく作ってほしい。

<参考> 第3回調達WGにおける委員の主な意見（2/2）

個別基準について

- 木材の個別基準について、認証ありきという考え方ではないということでもいいか。どの認証を認めるから基準としてダメだという議論に巻き込まれないためにも、認証は原則認めるけれども、最終的に基準に合致しているかどうかについては個別に確認していくというほうが望ましいのではないか。
- 木材の個別基準について、論理的には、認証材が全て基準に適合しているとは言えないということになるのではないか。より厳密にやるのであれば、一部の認証材について追加要件のようなものを設定しなければならないのではないか。
- 個別基準の設定については、東京2020オリンピック・パラリンピックのときもそれぞれ理由があったわけなので、大阪・関西万博の中でのマテリアリティを考えて検討していったほしい。

4. 持続可能性に配慮した調達コード（案）に対する意見募集の実施

持続可能性に配慮した調達コード（案）に対する意見募集の実施

- 調達WGにおける検討を踏まえ、「持続可能性に配慮した調達コード（案）」をとりまとめ、幅広く意見募集を実施。
 - 意見募集期間：2022年4月18日（月）～5月11日（水）
 - 意見書提出数：10件（24項目）
- 提出のあった意見の内容については、概要を取りまとめた上で、第3回調達WGにおいて検討。
- 意見募集で提出のあった主な意見の概要は次のとおり。
 - 文言の具体的な修正・追加に関する意見（15項目）
 - 用語の意味の追加に関する意見（2項目）
 - 個別基準の追加に関する意見（1項目）
 - 具体的な物品・サービスの使用の推奨に関する意見（1項目）
 - 基準の内容に対する賛意を表す意見（2項目）
 - その他の意見等（3項目）

<参考> 意見募集で提出のあった主な意見（1/2）

- 意見募集で提出いただいた主な意見は次のとおり。

調達コード全般・共通基準について

- 「ライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の温室効果ガスの低減にも取り組む。」とある通り、温室効果ガスの低減を図るにあたっては、LCA（ライフサイクルアセスメント）による定量的評価が重要との観点を明確にすべき。
- 原材料、とりわけ素材の選択にあたっては、その素材の製造段階のみならず、使用後にリサイクルされているか否かという視点も重要であることを強調すべき。
- 廃食油・獣脂（非可食）等を原料として製造されるリニューアブル・ディーゼルは、廃棄物の循環を実現し、かつCO₂の排出量をLCAベースで70～90%削減することができる現実的な軽油の代替燃料であり、その使用を推奨してほしい。
- 「3R+Renewable及び循環経済の推進」について、再使用を具体的に考慮した樹種及び形状で設計すべきであること、解体しやすい設計にすべきであること、施設をそのまま再利用するには再使用先を見越した設計にすべきであることを追記すべき。
- 「性的少数者（LGBT等）」や「性的指向・性自認」と明記されているのは素晴らしい。
- 用語解説に「インクルーシブ」や「オフセットスキーム」を追加してはどうか。

<参考> 意見募集で提出のあった主な意見 (2/2)

個別基準について

- 東京2020オリンピック・パラリンピックでは、農産物、畜産物、水産物、パーム油の個別基準を策定している。大阪・関西万博でも会場内で飲食が提供されるのであれば策定してはどうか。
- 木材の個別基準に、再使用時に再加工を考慮した樹種を選定すること、解体後には出来るだけ再使用を優先し、サーマルリサイクルは最終手段にすべきであること、解体し廃棄せざるを得ない場合の基準を設けるべきであること、リユース率（木製資材・製品における欠損・破壊による交換・補修が必要となる部材の割合）の評価をして報告することを追記すべき。
- 木材、紙、及びパーム油等の原材料について、「違法なものは調達しない・利用しない」とはっきり明記すること。また、FSC認証以外のPEFC認証・SGEC認証等は、その内容・評価において基準が緩いために認証として認めないこと。
- 紙の個別基準の対象に包装紙も含めるべき。

担保方法について

- 自明のことではあっても、敢えて自らも取り組むことを内外に示すべき。
- 「すべきである」「努める」という表現が目立ち、回避を一定できるようになっていると読める。実際の運用上、このような表現が残ることに理解をしつつも、担保方法については修正が必要ではないか。

5. 持続可能性に配慮した調達コード（案）

調達コードの構成

- 調達WGにおける検討や幅広く募集した意見等を踏まえ、「持続可能性に配慮した調達コード（案）」をとりまとめ。



内容

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 持続可能性に関する基準（共通基準）
 - ▶ 全般
 - ▶ 環境
 - ▶ 人権
 - ▶ 労働
 - ▶ 経済
4. 物品別の基準（個別基準）
 - ▶ 木材
 - ▶ 紙
5. 担保方法
 - ▶ 調達コードの理解
 - ▶ 事前のコミットメント
 - ▶ 調達コードの遵守体制整備
 - ▶ 伝達
 - ▶ サプライチェーンに対する調査・働きかけ
 - ▶ 取組状況の記録化
 - ▶ 取組状況の開示・説明
 - ▶ 遵守状況の確認・モニタリング
 - ▶ 改善措置
 - ▶ 運営主体等に対する追加措置
 - ▶ 通報受付窓口（グリーバンス・メカニズム）の設置

趣旨・適用範囲

- 持続可能性に配慮した調達コードは、大阪・関西万博が与える環境・社会・経済への影響について、リスクの低減を図るとともに、ポジティブな効果が広がり、社会に環境・社会・経済の分野においてレガシーを残すことを目的とするもの。
- このため、博覧会協会は、調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGsの実現に向けて、同様の取組が拡大し、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくこととしている。

持続可能性に配慮した調達コードの適用範囲



① サプライヤー：協会と直接契約をしている事業者



② ライセンシー：マスターライセンシー（各ライセンシーの管理を行う事業者）



③ パビリオン運営主体等：公式・非公式の参加者、一般営業参加者、未来社会ショーケース事業出展参加者等

①②③に物品やサービスを納入している事業者（この先の事業者も含めて「サプライチェーン」と呼ぶ）

持続可能性に関する基準（共通基準）（1/3）

	項目	内容（一部抜粋）	取り組み例
全般	<u>法令遵守</u>	国内外の法令等の遵守と <u>国際規範の尊重</u>	社内規程の整備、研修
	<u>通報者に対する報復行為の禁止</u>	通報者への報復行為の禁止と通報体制の整備	内部通報規程における報復禁止の保証
環境	省エネルギーの推進	消費エネルギーの低減	省エネ効果の高い設備の導入
	低炭素・脱炭素エネルギーの利用	CO2 排出係数の低いエネルギーの使用	再生可能エネルギーの利用
	その他の方法による温室効果ガスの削減	温室効果ガスの発生低減	ノンフロン冷媒を用いた冷凍冷蔵機器等への代替
	<u>バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用</u>	<u>バリューチェーン全体で温室効果ガス低減に寄与する原材料等の利用</u>	低炭素型原材料の使用
	<u>3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable及び循環経済の推進</u>	発生抑制、再使用・再生利用しやすい製品、資源の有効利用	環境配慮設計の推進、廃棄物削減目標の設定
	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	梱包・輸送資材の最小化、再生・植物由来材料の使用	容器包装の簡素化・軽量化
	<u>プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減</u>	<u>プラスチック製品の不必要な使用・廃棄の抑制、代替促進</u>	ワンウェイ（使い捨て）のプラスチック製品の使用削減
	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	大気・水質・土壌等の汚染防止、化学物質の適切な管理、廃棄物の適切な処理	関係法令の確認、排出抑制、排出の影響の監視、有害化学物質の把握・記録・管理
	資源保全に配慮した原材料の採取	違法に採取・栽培された資源の使用禁止	違法な木材や水産物を排除する調達方針、認証を取得した製品の使用
	生物多様性の保全	絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料の禁止	調達時の生物多様性に関する情報収集と確認、社内研修

※赤字は調達WGの議論や意見募集の結果を受けて検討・修正・追加した部分

持続可能性に関する基準（共通基準）（2/3）

	項目	内容（一部抜粋）	取り組み例
人権	国際的人権基準の遵守・尊重	人権に係る国際的な基準の遵守・尊重	人権に関する方針の策定、社内研修
	差別・ハラスメントの禁止	差別やハラスメントの禁止	差別を禁止する行動規範、相談窓口設置
	<u>先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止</u>	<u>先住民及び</u> 地域住民等の権利の尊重	地域住民向け説明会、相談窓口設置
	女性の権利尊重	女性の権利尊重、女性人材の登用	女性幹部社員の数値目標や行動計画
	<u>障がい者の権利尊重</u>	障がい者の雇用促進や職場のバリアフリー	社内の体制整備や研修
	子どもの権利尊重	児童労働禁止、子供用製品・サービスの安全	子供の利用を想定した安全性試験の実施
	社会的少数者の権利尊重	社会的少数者の人々の権利を尊重・支援	相談窓口の設置、社内研修
労働	国際的労働基準の遵守・尊重	労働に関する国際的な基準の遵守・尊重	方針や規範での労働者の権利尊重の明記
	結社の自由、団体交渉権	組合結成の自由などの労働者の基本権確保	経営陣と従業員の代表の定期的な対話
	<u>強制労働の禁止</u>	強制労働、人身取引の禁止	非自発的な就労がないようにする確認作業
	児童労働の禁止	児童労働の禁止	採用時の検証可能な手段による年齢確認
	雇用及び職業における差別の禁止	雇用や賃金、労働時間その他の差別の禁止	就業規則に差別禁止と違反時の懲戒措置を明記
	<u>賃金</u>	最低賃金以上の賃金の支払	客観的な労働時間の記録による正確な支払
	長時間労働の禁止	違法な長時間労働の禁止	36協定遵守の体制整備、労働時間削減目標
	職場の安全・衛生	安全で健全な労働環境・条件の整備	安全衛生計画の策定と対策の実施、訓練
	<u>外国人・移住労働者</u>	外国人・移住労働者（含技能実習生）に適切な労働管理を行い、違法・不当な行為を禁止	就労資格の確認、相談窓口設置、社内研修
	<u>職場における暴力とハラスメントの防止</u>	<u>職場における暴力とハラスメントの禁止</u>	禁止する行動規範、相談窓口設置、社内研修
	<u>就職困難者の雇用の促進</u>	<u>就職困難者の雇用促進</u>	生活困窮者やひとり親などの雇用促進

持続可能性に関する基準（共通基準）（3/3）

経済	項目	内容（一部抜粋）	取り組み例
	腐敗の防止	贈収賄等の腐敗行為の禁止	贈収賄防止の方針・ガイドラインの策定
	公正な取引慣行	独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、談合等の不公正・反競争的な取引の禁止	コンプライアンス方針や行動規範の策定、チェック体制の整備、社内研修
	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	紛争や犯罪に関与する原材料の使用禁止	紛争鉱物対応体制の整備、ガイドライン策定
	知的財産権の保護	第三者の知的財産権及び営業秘密の侵害の禁止	行動指針での明記、第三者の権利侵害がないことの確認・調査の実施、社内研修
	責任あるマーケティング	マーケティングにおける不当表示の禁止、差別や誤解を与える広告の禁止	行動規範での明記、広告に関する社内基準の設定
	情報の適切な管理	個人情報取り扱い、機密事項の適切な管理	情報管理規程の策定・整備、社内研修
	地域経済の活性化	国内の地域・中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用	持続可能性に配慮した調達先の選定

※赤字は調達WGの議論や意見募集の結果を受けて検討・修正・追加した部分

物品別の個別基準

	木材（一部抜粋）	紙（一部抜粋）
対象	- 建設材料（製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング） - 建設に用いられるコンクリート型枠合板 - 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等の再生利用除く）	ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱
古紙	—	古紙パルプを最大限使用（大阪府グリーン調達方針の対象紙は、ガイドの古紙配合率）
木材伐採要件	- 原木等の生産国・地域の法令等に照らして手続きが適切 - 中長期的計画・方針に基づき管理経営の森林に由来 - 生態系や環境上重要な地域が適切に保全、森林の農地等への転換に由来するものではない - 先住民族や地域住民の権利が尊重 - 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切	- 原木等の生産国・地域の法令等に照らして手続きが適切 - 中長期的計画・方針に基づき管理経営の森林他採取地に由来 - 生態系や環境上重要な地域が適切に保全 - 先住民族や地域住民の権利が尊重 - 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切
白色	—	白色度と塗工量が過度に多くない、紙への再生利用を困難にする加工がなされていない
認証	<u>FSC、PEFC、SGECの認証材は上記の要件への適合度が高いものとして原則認める</u>。認証材以外は別紙の方法により証明	<u>FSC、PEFC、SGECの認証紙が認められる</u>。認証紙以外は別紙に従って確認
書類	サプライヤーが5年保管（協会が求める場合には提出）	サプライヤーが会期終了後1年保管（協会が求める場合には提出）
その他	<u>サプライヤーは、可能な範囲で木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、上記要件を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用</u> - サプライヤーの調達先はクリーンウッド法登録木材関連事業者推奨	<u>サプライヤーは、可能な範囲で原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、上記要件を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用</u> - サプライヤーの調達先はクリーンウッド法登録木材関連事業者推奨

担保方法

チェックシートと誓約書の提出	調達コードの理解と事前のコミットメント - 事業者等は、誓約書を協会に提出する 取組状況の開示・説明 - 事業者等は、自らの状況を点検したチェックシートを協会に提出する
体制整備とサプライチェーンへの働きかけ	<u>調達コードの遵守体制整備</u> - 事業者等は、調達コードを遵守するための体制を整備する 伝達 - 事業者等は、調達コードに関する研修や教育を行う <u>サプライチェーンに対する調査・働きかけ</u> - 事業者等は、①②③のサプライチェーンに調達コード遵守を求め、<u>調査</u>や働きかけを行う 取組状況の記録化・開示・説明 - 事業者等は、取組状況を記録に残し、博覧会協会の求めに応じて提供する
サプライヤー等のヒアリングと監査	遵守状況の確認・モニタリング 調達コードの不遵守が懸念される場合、事業者等に協会が確認・モニタリング、監査を行う
不遵守の場合の対応	改善措置 調達コードの不遵守が判明した場合、事業者等に改善を要求する（重大な不遵守が改善しない場合は、契約解除もありえる）
パビリオン運営主体等の契約先への対応	<u>パビリオン運営主体等が事業者と締結する契約における規定</u> <u>契約先に調達コードの遵守を求める</u> <u>契約先に遵守状況の確認・モニタリング、監査、改善要求（契約解除）をできるようにする</u>
通報受付窓口の設置	<u>調達コードの不遵守に関する通報の受付と対応</u> 通報の対象となった事業者等へ事実確認を行い、必要がある場合は改善を求め、解決に向けて対応

6. 持続可能な調達ワーキンググループにおける今後の検討方針

今後（2022年度）の調達WGの検討方針（案）

調達コードの策定について

- 今後も東京2020大会の調達コードをベースに①5年経過したことによる社会の変化、②オリンピック・パラリンピックとの事業としての違いを踏まえて調達コードを検討すべきではないか。
- 東京2020大会の調達コードのうち議論ができていないものは、①農産品、②水産品、③畜産品、④パーム油であり、基本的には、これらの項目について検討してはどうか。
- これらは主に食品関係であり適用される対象については、東京2020大会と大きく異なり大阪・関西万博では、コードの適用を受ける事業者は、数は多く、大小さまざまである※。
 - ※ 飲食施設としてはラウンジ&ダイニング、ファミリーレストラン、カフェ、ファストフード、フードコート、キッチンカーなどの営業出店を想定。また、メッセなどにおける展示会での試飲食、さらには各パビリオンにおいても飲食品の提供が可能であるため、少なくとも100以上の事業者が対象になると想定。
- このため、東京2020大会で主に対象となった大規模な事業者を念頭に置いた①最先端の基準と、中小事業者でも②最低限守るべき基準と基準のイメージを二つ念頭に置いて、議論を進めるべきではないか。この二つというのは、ミラノ万博、ドバイ万博の調達コードのように基準と推奨という分け方もありうるが、中小事業者と大規模事業者というような分け方も考えられるのではないか。

通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）について

- 調達コードを実効性のあるものとするため、通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）の具体的な運用基準の策定に向け検討していく予定。

今後（2022年度）の調達WGの検討方針（案）

調達コード以外の基準等の策定について

- これまでの調達WGにおいて、食品循環資源の3Rの在り方やプラスチックの使用の削減、リサイクルの在り方について方針を示すべきというご指摘を頂いてきたところ。ただし、これらについては「『調達』コード」という名の下では記載しにくい事項もある。
- また、東京2020大会と異なり、パビリオン、食品提供等半年間に及び様々な者が「業」を営むというのも国際博覧会の特徴である。
- このため、一括して「プラスチックを含むごみゼロ、食品廃棄ゼロ、ファッションロスゼロに向けた運営に関する基準（仮称）」を策定することとしてはどうか。なお、この基準には以下のような事項を規定することが想定される。

- プラスチックを含むごみゼロ
 - 会場内で使用する食器・容器・カトラリーの素材・サイズ・環境負荷の少なさを担保するための活用すべき認証制度
 - 設置するゴミ箱の分別の種類
 - 配布するノベルティについての配慮事項
 - 販売物品の包装
 - 食品廃棄ゼロ
 - 食品ロスをなくす取組
 - ファッションロスゼロ
 - ユニフォームに使用を推奨する素材やリサイクルのための取組
- なお、上記の具体的対策については、2022年7月頃に別途設置する資源循環勉強会で検討する。それらの検討結果をご報告したうえでご議論いただきたいと考えている。
- パビリオン内での省エネ設備導入等については、2022年6月頃に別途設置する脱炭素ワーキンググループにて検討する。

今後（2022年度）の調達WGのスケジュール（案）

～7月 2回程度 食品関係の調達コード策定に向けたヒアリング

9月 食品関係の調達コード（案）、通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）（案）審議

10月 資源循環に関する博覧会協会等の取組のイメージの報告及び「プラスチックを含むごみゼロ、食品廃棄ゼロ、ファッションロスゼロに向けた運営に関する基準（仮称）」審議

11月 9月、10月の議論のとりまとめ

（調達コードに関する意見募集）

1月 調達コードおよび各基準等のとりまとめ